

# 小国中学校いじめ防止基本方針

令和元年 12 月 10 日改訂

## 1 いじめの定義

（第2条）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行なう心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年 「いじめ防止対策推進法」）

## 2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「小国中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行なう。



このことは、**小国町小中一貫教育**の目標でもある「知性を磨き、豊かな人間性をはぐくむとともに、21世紀の国際社会、情報社会を逞しく生き抜く『おぐに』の子どもを育成することである。

### (2) いじめの禁止

いかなる理由があっても生徒は、いじめを行なってはならない。

### (3) 学校の責務

全ての生徒が安心して毎日の生活や学習、その他の教育活動に取り組むことができるよう、私たち小国中学校職員は、日々の教育活動の中でアンテナを高くするとともに、保護者や関係機関等との連携を図りながらいじめの早期認知に努める。もし、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、早期対応を図るとともに、再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等のための対策

### (1) いじめ防止のための5つのポイント

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり、また、生徒一人一人が居場所のある学級づくり、仲間づくりに努める。→**知性を磨き、豊かな人間性を育むとともに、21世紀の国際社会、情報社会を逞しく生き抜く『おぐに』の子どもの育成**
- ②全ての生徒が授業に参加でき、活躍できる授業の工夫改善に努める。→**学力向上**
- ③一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。→**豊かな心**
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。→**チーム「小国」**
- ⑤いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく小学校、保護者、小国町学校運営協議会、関係機関等や専門家等と連携・協力をして解決にあたる。  
→**家庭、小中連携、コミュニティースクール、グランドアップの精神等**

### (2) いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

特に「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の効果的な指導を行なう。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全ての生徒がもつように、教育活動全体をして指導する。

- 「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の効果的な指導
- いじめ防止のための校内研修 年間3回実施の「心のアンケート」
- 月2回開催の「子どもを語る会」

- 生徒会活動
  - ・全校生徒を中心に「いじめゼロ」を目指した生徒会活動を推進する
  - ・毎朝のあいさつ運動の実施。
- おぐにノートの活用
  - ・小中一貫教育の取組であるおぐにノートを活用し、担任と生徒との心と心の連携を図る。
- 始業2分前着席、1分前黙想
- 帰りの会での1分間スピーチ
  - ・1日の振り返りで、よかったことや友だちの頑張り等について発表。
- クラスの絆を強める各種行事（体育大会、文化発表会、合唱コンクール等）
- 毎学期実施の教育相談
- 小中高一貫教育をベースに小学校・高等学校との交流活動の充実
- 小中一貫教育による「小国学」、「英会話科」の取組
- 小中合同研修会による全員の研究授業の実施→指導力の向上
- 生徒の自発的な活動を支える生徒会及び委員会活動の充実
- 主体的に取り組める朝自習、昼読書（給食配膳時）、英検、漢検、数検の実施
- 自分の生き方を考える人権教育の推進
- 教師の言語環境
- インターネット通じて行なわれるいじめ防止のための生徒、保護者向け講演会の開催

#### 4 いじめの防止等に関する措置

##### (1) いじめ防止等対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行なうために教育相談委員会を設置し、委員会が必要と認める時は拡大委員会を開催する。

【構成員】 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、人権教育主任、学年主任、関係担任、事務主任

※ケースによってはS S WかS Cも参加

【活動】 ・アンケート調査及び教育相談に関すること。

・いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒理解に関すること。

・いじめ事案に対する対応に関すること。

【開催】 毎朝の主任会及び毎週の子どもを語る会で生徒の情報交換は密に行なうが、定例週一回開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

##### (2) いじめに対する措置

① いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行なう。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行なった生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行なう。

③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行なわせる措置を講じる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

⑤ 学校だけで解決が困難な場合においては、学校運営協議会に報告し、指導助言を受ける。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、小国町教育委員会及び小国警察署等と連携して対処する。

##### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行なう。

① 重大事案が発生した旨を、小国町教育委員会に速やかに報告する。

② 小国町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。